

様式第6 防災訓練実施結果報告書

熊原第-26018 令和8年4月6日 原子力規制委員会 殿 報告者 住所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番地5号 氏名 原子燃料工業株式会社 代表取締役社長 伊藤 義章		
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。		
原子力事業所の名称及び場所	原子燃料工業株式会社 熊取事業所 大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目950番地	
防災訓練実施年月日	令和7年10月28日	令和7年9月30日～ 令和7年10月27日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	大地震発生に起因した核燃料取扱設備の破損及び給排気設備の異常等により核燃料物質が建屋外へ漏えいし、原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態に至る原子力災害を想定。	別紙2のとおり。
防災訓練の項目	総合訓練	個別訓練
防災訓練の内容	(1) 緊急対策本部活動訓練 (2) 通報訓練 (3) モニタリング訓練 (4) 応急措置(収束措置)訓練 (5) 救護訓練 (6) プレス対応訓練	(1) 避難誘導訓練 (2) 緊急対策本部活動訓練 (3) 通報訓練 (4) モニタリング訓練 (5) 応急措置(収束措置)訓練 (6) 救護訓練 (7) プレス対応訓練 (8) その他必要と認める訓練
防災訓練の結果の概要	別紙1のとおり。	別紙2のとおり。
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙1のとおり。	別紙2のとおり。

防災訓練の結果の概要（総合訓練）

本防災訓練は、原子力事業者防災業務計画第2章第7節第1項に基づき実施したものである。

1. 防災訓練の目的

原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、原子力緊急事態を想定した防災訓練を実施し、事故対応能力の強化を図ることを目的とする。

（1）検証項目

本訓練での訓練目的を達成するための主たる検証項目を以下のとおり設定し、評価者が用いる「原子力防災訓練評価シート」にこれらの検証項目を反映し、達成度を評価した。

- ① 同一地域複数事業所同時発災時の ERC プラント班への情報伝達における他事業者発話時の適切な割り込み
- ② ERC プラント班への正確かつタイムリーな情報提供
- ③ 緊急対策本部における通報内容の確認

2. 実施日時及び対象施設

（1）実施日時

令和7年10月28日(火) 13時30分～16時50分

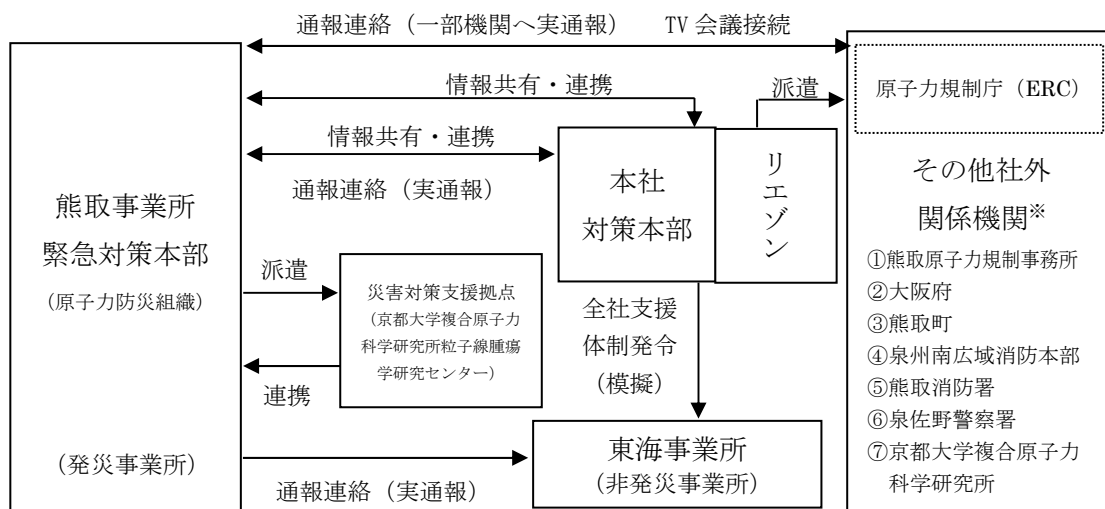
（2）対象施設

原子燃料工業株式会社 熊取事業所

- ・ 事務棟（緊急対策本部）
- ・ 保安棟（代替緊急対策本部及び警備員詰所）
- ・ 第2加工棟（発災想定建物）および建物近傍の屋外

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制



※原子力事業者防災業務計画に基づく通報先として、内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制庁緊急事案対策室、熊取原子力規制事務所（原子力防災専門官、原子力運転検査官）、大阪府、熊取町、泉佐野市、泉州南広域消防本部、内閣官房（内閣情報集約センター）、内閣官房（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）、内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付、熊取消防署、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課、経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課、貝塚市、大阪府警察本部、泉佐野警察署、岸和田海上保安署、岸和田労働基準監督署、京都大学複合原子力科学研究所を定めている。本訓練においては上図①～⑥の６ヶ所を通報先とし、⑦京都大学複合原子力科学研究所は全面緊急事態に至った場合を想定し事態の情報共有を実施する。

(2) 評価体制

今回の訓練計画当初には「熊取事業所の訓練設計者から 4～5 名評価者を選出するほか、NFI 東海事業所より訓練評価者を受け入れ、対象施設に配置する」とし、従前の 5 名程度の体制を予定していたが、自己評価体制を充実するべく、NFI 本社から 2 名、NFI 東海事業所から 3 名、及び熊取事業所から訓練コントローラーを兼務する者 2 名に加え専任の評価者 1 名を、緊急対策本部及び第 2 加工棟周辺（発災想定建物）に配置した。これら 8 名により、訓練の達成目標を踏まえあらかじめ設定した「原子力防災訓練評価シート」に基づき評価を行った。また、評価者側による評価結果を被訓練者側（緊急対策本部及び各係）に共有し、事実誤認のないこと、認識が同じであることを確認することで、評価結果の妥当性を確認した。

評価ポイント	評価者数	評価者（※訓練コントローラー兼務）
①緊急対策本部	2 名	NFI 東海、NFI（本社）
②ERC 対応ブース	1 名	NFI（本社）
③現場（発災場所）	3 名	NFI 熊取 2 名※、NFI 東海
④リエゾン	1 名	NFI 東海（ERC 対応者）
⑤プレス対応	1 名	NFI 熊取
合計	8 名	

(3) 参加人数

参加人数：プレーヤー182名（コントローラー9名、リエゾン4名、本社2名を含む）

参加率：66.9%（参加人数182名／計画時の訓練対象者（原子力防災要員等）総数272名）

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条事象及び第15条事象に至る原子力災害を想定した。詳細は以下のとおり。

(1) 訓練形式

- ・シナリオ非提示型とし、起因事象のみ事前提示。
- ・現場と緊急対策本部との連携訓練。
- ・地震発生後の避難誘導訓練をスキップする。

（令和7年度消防訓練2025/12/10にて別途実施）

(2) 訓練想定

1) 前提条件

- ・平日日中を想定する。
- ・加工工場（第2加工棟）内において通常生産による生産設備及び連続焼結炉が稼働中。
- ・加工工場（第2加工棟）内の給排気設備及び放射線監視設備が稼働中。
- ・第1廃棄物貯蔵棟の給排気設備及び放射線監視設備は稼働しているが、廃棄設備及び焼却炉は停止中。
- ・天候、風速等の気象状況は、当日の気象観測データ（実測値）に基づく。なお、放射性物質通常経路での気体放射性物質の放出時（SE02、GE02）は、風向を京都大学向きとする。
- ・シナリオ非提示型とし、起因事象のみ事前提示する。
- ・隣接する京都大学で施設敷地緊急事態（SE）及び全面緊急事態（GE）が発生する。

2) 起因事象

東南海地震の発生（震度は非提示）

3) 想定事象

- ・加工工場（第2加工棟）内で通常生産（ペレット工程、燃料棒工程、集合体組立工程）を実施中に震度6強（警戒事態（AL）該当事象）地震が発生。その後、震度5強の余震が発生する。
- ・震度6強の地震及びその後の余震により、第2-2混合室のプレス No.2-1 のフードが破損する。また、第2フィルタ室高性能エアフィルタにずれが生じる。

- ・プレス No. 2-1 のフード破損箇所より、漏洩したウラン粉末が近傍の部屋排気系統に流入し、ウラン粉末の一部が第 2 フィルタ室高性能エアフィルタを通過せず、排気筒の排気口より放出される。
- ・第 2 フィルタ室高性能エアフィルタの排気筒側に設置されたダストモニタ（排気用モニタ）による測定の結果、放射性物質通常経路での気体放射性物質の放出（SE02、GE02）の通報基準値を超える放射性物質を検知する。

（３）訓練実績概要 ※シナリオ非提示型

時刻	事象
13:30	訓練開始
13:30	本震発生（震度 6 強） 避難指示（所内緊急放送のみ実施し、所員による避難訓練はスキップ）
13:33	外部電源喪失により、非常用電源設備 No. 2 及び非常用電源設備 A が自動起動（所内緊急放送による条件付与）
13:35	第 1 種管理区域内滞在者に対して半面マスク着用指示
13:35	モニタリングポスト、第 2 加工棟、第 1 廃棄物貯蔵棟のダストモニタ（排気用モニタ）及びガンマ線エリアモニタを 10 分間隔での確認を開始
13:35	緊急対策本部立ち上げ（AL 判断） 所長不在により、副所長（代行順位 1 位）が原子力防災管理者代行を宣言。
13:38	総合気象観測装故障により、可搬式風速計での測定に変更
13:40	内部溢水に備え、第 2 加工棟、第 1 廃棄物貯蔵棟への送水系統停止処置完了
13:40	本社対策本部を立ち上げ、熊取からの要請によりリエゾン派遣を指示
13:40	京大とのホットライン開設（NFI から窓口を連絡し、この時点で京大炉に特に変化なしを確認）
13:42	大阪府沿岸全域に大津波警報発令（13:42 大阪府沿岸に津波高さ 1.0m 到達、15:35 解除、15:55 泉大津工場変化なしを確認）
13:44	施設・設備即時点検開始（13:50 点検完了。異常なし）
13:45	点呼・安否確認が完了（大阪府沿岸の泉大津工場所員の安全避難を含む）
13:47	【第 1 報 FAX 発信操作】 警戒事態該当事象連絡（震度 6 強地震）
13:51	救護消火班により、消火隊 1 隊編成して待機
13:55	商用電源の復旧を確認 第 2 加工棟の気体廃棄設備は非常用電源設備で局所排気ファンのみ稼働
14:04	商用電源での第 2 加工棟の気体廃棄設備 No. 1 の全運転を指示 （14:05 気体廃棄設備 No. 1 の復旧（全運転）が完了）
14:16	熊取町で震度 5 強の余震が発生（訓練進行上の条件付与として、余震への初

時刻	事象
	動（安全確保、避難等）をスキップし施設への影響なしとして訓練を継続） →14:16ERC 対応者から割り込み報告（黄色：震度 5 強の余震）
14:18	第 2 加工棟 ダストモニタ（排気用モニタ）高警報発報 300cpm（管理目標値の超過を確認、屋外へのウラン漏えいを想定した対応計画 COP6 策定に着手） →14:20ERC 対応者から割り込み報告（赤色：ダストモニタ高警報発報）
14:19	【第 2 報 FAX 発信操作】 警戒事態該当事象発生後の経過連絡
14:20	モニタリングポスト、第 1 廃棄物貯蔵棟のダストモニタ（排気用モニタ）及びガンマ線エリアモニタの定期測定結果は平常時と同じであり、異常なし。
14:24	第 2 加工棟 エアスニファの系統 7 に汚染があることを確認
14:27	気体廃棄設備 No. 1 の停止と 1F 境界扉の目張りを指示、排気口の目張り準備を指示（14:57 処置完了）
14:27	屋外に漏えいしたウランの回収を計画（COP6）初版発行（15:25 回収完了）
14:28	第 2 加工棟 プレス No. 2-1 のフードの西面の破損と、床面に 1 k g 程度のウラン粉末を確認、近傍の部屋排気ダクトの空気取込み口へのウラン粉末混入の可能性大との報告あり（14:33 空気取込み口の封鎖を指示、14:58 フード破損個所の養生完了）
14:33	OFC 派遣指示（14:43 情報 2 係 7 名 OFC 到着、16:34 撤収指示）
14:40	モニタリングポスト正常値、ダストモニタ（排気用モニタ）300cpm から継続上昇を確認
14:46	【第 3 報 FAX 発信操作】 警戒事態該当事象発生後の経過連絡
14:50	第 2 加工棟南側に立入制限エリア設定とチェンジングエリア設定完了
14:50	第 2 加工棟 ダストモニタ（排気用モニタ） 高高警報発報 54000cpm（第 2 加工棟排気口にて $1 \times 10^8 \text{Bq}$ を検知：SE02、GE02 に相当） →14:50ERC 対応者から割り込み報告（赤色：ダストモニタ高高警報発報）
14:51	京大炉へホットラインにより、ダストモニタ（排気用モニタ）高高警報発報を受け SE02、GE02 相当を連絡
14:55	原子力防災管理者代行により、SE02、GE02 に相当すると判断 →14:50ERC 対応者から報告（赤色：ダストモニタ高高警報発報） （京大報告中ではなかったが赤色シートを用いて発話、発話中に京大から割り込みの申し出あり、一旦原燃工 GE を優先、その直後京大の SE 報告に）
14:57	気体廃棄設備 No. 1 の停止、1F 境界扉の目張り、排気口の目張り完了
14:58	第 2 加工棟南側 ウラン漏洩場所確定し、養生完了
14:58	京大炉から、SE21 該当連絡を受信（ホットライン：KUR 水位低下）

時刻	事象
15:00	第 2 加工棟南側 空气中濃度サンプリングの結果、バックグラウンドレベルであることを確認
15:00	原子力防災管理者（所長）復帰（キーパーソンレス解除）
15:03	E R C プラント班との Web 会議開始（第 15 条認定会議）
15:06	原災法第 15 条に認定
15:08	負傷者発生（目張り担当者が作業終了後に戻る途中、半面マスクを着用した状態で倒れ、担架で救護）
15:09	【第 4 報 FAX 発信操作】 第 10 条通報（SE02、GE02）
15:10	京大から、GE21 該当連絡を受信（ホットライン：外部への影響は出ておらず、風上の原燃工側へは影響は出にくい状況を聴取）
15:11	サーベイの結果、負傷者に汚染なし（15:21 病院搬送、15:36 熱中症と診断）
15:22	京大炉へ、事業所外へのウラン粉末の飛散の可能性は低い旨を連絡
15:24	第 2 加工棟屋外に漏えいしたウラン粉末回収完了
15:25	第 2 加工棟屋内に漏えいしたウラン粉末回収完了
15:35	現場作業（除染係、放管掛）のサーベイ完了（汚染なし）
15:40	敷地境界のサーベイの結果、平常時のレベルであることを確認
15:50	モニタリングポスト、第 1 廃棄物貯蔵棟のダストモニタ（排気用）及びガンマ線エリアモニタの測定値は平常時と同じであり、異常なし。これをもって周辺環境への影響なしを確認。
15:51	【第 5 報 FAX 発信操作】 第 25 条報告
16:05	第 2 加工棟南側に立入制限を解除
16:22	【第 6 報（最終報）FAX 発信操作】 第 25 条報告
16:32	事故収束（訓練終了の条件が整った旨）を確認
16:33	京大炉とのホットラインを閉設
16:35	模擬記者会見開始（終了時刻 16:50）
16:50	訓練終了

5. 防災訓練の項目

総合訓練

6. 防災訓練の内容

- (1) 緊急対策本部活動訓練（リエゾン対応含む）
- (2) 通報訓練
- (3) モニタリング訓練
- (4) 応急措置（収束措置）訓練
- (5) 救護訓練
- (6) プレス対応訓練

7. 防災訓練の結果及び評価

第 6 項に示す各訓練項目の結果及び評価は以下のとおり。（各訓練の検証項目①～③の表記は、第 1 項の主たる検証項目との関連を示す。また、文中下線部は、第 8 項の前回訓練時の要改善事項の取組み結果及び第 9 項の今後の原子力災害対策に向けた要改善事項との関連を示す。）

(1) 緊急対策本部活動訓練（リエゾン対応含む） 【検証項目①②③】

[結果]

- a) 原子力防災管理者代行（原子力防災管理者である所長不在のキーパーソンレス条件付与により、代行順位 1 位の副所長が代行を宣言）、は、震度 6 強の地震発生後、「原災法適用の判断基準」に基づき、警戒事態の EAL を判断し、防災組織要員を招集し緊急対策本部を設置した。
- b) 原子力防災管理者代行は、「原災法適用の判断基準」に基づき、大津波警報の発表を踏まえ、適切な原子力事業所災害対策支援拠点の選定に際し泉大津工場に影響のないことを確認した。
- c) 原子力防災管理者代行は、「原災法適用の判断基準」に基づき、放管係から得られた周辺監視区域における放射性物質濃度測定結果をもとに、施設敷地緊急事態（SE）及び全面緊急事態（GE）を適切に判断した。
- d) 原子力防災管理者代行は、「原子力事業者防災業務計画」及び「熊取事業所防災組織」に基づき、事象進展を踏まえた状況の把握及び戦略の決定を実施し、応急復旧措置を各防災組織に指示した。
- e) 各係長は、事故収束エリアを活用し「事業所防災組織各係の活動要領」に基づき、原子力

- 防災管理者の指示を受け情報の収集、分析及び共有を実施した。
- f) 工務係は、「個別異常・非常事象の応急措置要領」に基づき、停電に対し非常用電源設備が手順通り稼働していることを確認した。また、気体廃棄設備の稼働状況を確認した。
 - g) ERC 対応者は、「ERC 対応マニュアル」に基づき、ERC へ事故発生、事故収束活動等について報告した。また、緊急対策本部から提出される資料について書画カメラを活用し ERC へ情報共有を行い、その資料についてリエゾンを通して ERC へ提供した。
 - h) ERC 対応者は、急な ERC からの質問に対して備え付け資料だけでは不足、設工認資料を別途印刷して対応した。
 - i) 副原子力防災管理者（原子力防災管理者復帰（キーパーソンレス解除の条件付与）により代行順位 1 位の副所長が副原子力防災管理者に復帰）は、「ERC 対応マニュアル」に基づき、第 15 条認定会議（SE02、GE02 が同条件につき第 10 条確認会議なし）に出席し、特定事象発生に対する EAL の判断根拠、応急対策、収束見込みや今後の対応等について説明した。
 - j) リエゾンは、緊急対策本部を ERC 内で補助し、ERC 対応者が行う ERC プラント班への説明に対し不足があれば適宜補足を行った。また入手した情報を適宜 ERC プラント班内に配布し情報の共有を実施した。
 - k) 訓練事前説明会で前回訓練で抽出した課題への対応、中期計画に基づく訓練課題等について教育、周知し個別訓練を行い、緊急対策本部情報である原災法情報や屋外漏えいウラン量など、ERC 対応ブースへのタイムリーな情報提供を行った。

[評価]

- a) 原子力防災管理者代行は、速やかに緊急対策本部を設置できたことから、「個別異常・非常事象の応急措置要領」に基づく緊急事態における原子力防災管理者不在のキーパーソンレスに対応できたと評価する。
- b) 原子力防災管理者代行は、大津波警報の発表を踏まえた適切な原子力事業所災害対策支援拠点の選定したことから、発生事象に応じた対応が定着しているものと評価する。
- c) 原子力防災管理者代行は、施設敷地緊急事態（SE）及び全面緊急事態（GE）を適切に判断したことから、発生事象に応じた対応が適切に行われたと評価する。
- d) 原子力防災管理者代行は、各係からの情報により発災事象の確認を行い、事象収束へ向けた現場対応への指示を適時的確に実施することができ、防災組織の活動を統括できていたと評価する。さらなる改善として、所内放送（ページング）を活用することで、現場作業を行っている職員が、対策活動の全体像が見える情報共有を図ることとする。（後述 9. No. 4）

- e) 各係長は、事故収束エリアを活用し状況整理に ERC 備付け資料を活用していた。緊急対策本部内での発言の際、訓練開始直後に係名と時刻を発話せずに報告した例があったが、適時に原子力防災管理者代行から確認することで、係名の発言が徹底されていた。(後述 8. No. 3(2)) 緊急対策本部の立上げ後に作成した COP O (事故発生時の初期情報) の共有の流れが不明確であったことについては、事業所防災組織各係の活動要領に反映し改善する。(後述 9. No. 5) また、隣接する他事業者施設が全面緊急事態に至った場合の事態の情報が、ホワイトボードに記載されていたが、隣接する京大からの環境影響(緊急時活動レベル、放射線モニタリング状況等)の共有すべき内容をあらかじめ記載しておくよう、改善する。(後述 9. No. 7)
- f) 工務係は、停電に対し非常用電源設備の稼働状況と、商用電源復旧による切替と気体廃棄設備の全運転等に対応し原子力防災管理者へ報告できた。また、インフラが断たれた場合の必要な措置を十分に理解し対応できたことから、応急措置に基づく対応が定着しているものと評価する。
- g) ERC 対応者は、他事業者発話中に割り込みを申し出る発話とともにカード表示を行って、その重要性に応じて割り込みの指示を受け、緊急の報告を適時に行うことができた。(後述 8. No. 1) また、資料投影の作法や説明時に用いる用具を使用し、双方向のコミュニケーションによる情報共有の練度は向上していると評価する。(後述 8. No. 2) しかし、排気口からの漏えいを説明した際、近傍のモニタリングポスト 1 に係る発話は ERC から問われてからとなり、その際に時刻に係る発話が抜けた。(後述 9. No. 1(1)) また、各事象について、発生時間と確認時間の区別がなかった。(後述 9. No. 1(2)) 緊急対策本部にて使用する 5W1H 報告シートに発生時間と確認時間を区別する等の資機材整備の改善と実践的な反復は、今後も継続する。
- h) 緊急対策本部室に漏えい箇所や破損箇所を示す設備図面等を備え付けるか又は PC から容易にアクセスできるようにする。(後述 9. No. 3)
- i) 第 15 条認定会議において、副原子力防災管理者(副所長)は、特定事象発生に対する EAL の判断根拠、応急対策、収束見込みや今後の対応について適切に説明できたと評価する。ただし、当該会議のタイミングと、キーパーソンレス条件解除のタイミングが重なり当該会議の速やかな開催へ影響を及ぼした。副原子力防災管理者が適時に対応できない場合の対応者順位を明確にすることで、改善する。(後述 9. No. 2)
- j) リエゾンは、前回の改善事項を継続し、社内規定に基づいた社内教育の実施により、与えられた役割・任務を適切に実施できたと評価する。
- k) 緊急対策本部での各係による 5W1H 報告シートの活用、ホットライン役による ERC 対応ブ

ースへのタイムリーな伝達・共有、事故収束対応シートの活用等、前回改善対策が有効に機能したと評価する。(後述 8. No. 3(1), (3))

(2) 通報訓練

[結果]

- a) 情報 1 係は、「原子力事業者防災業務計画」及び「異常時・非常時の FAX による社外一斉送信通報要領」に基づき、震度 6 強の地震発生及び大津波警報発令に伴い、指定様式により警戒事態 (AL) に至ったことを関係機関へ通報した。
- b) 情報 1 係は、「原子力事業者防災業務計画」及び「異常時・非常時の FAX による社外一斉送信通報要領」に基づき、施設敷地緊急事態 (SE 及び GE) を判断した後、指定様式により第 10 条通報を連絡し、適切なタイミングで 25 条報告を関係機関へ報告通報した。

[評価]

- a) 震度 6 強の地震発生及び大津波警報発令に伴い、適切に警戒事態 (AL) を判断し、指定様式により関係機関へ報告できたことから、通報連絡における対応が定着しているものと評価する。
- b) 施設敷地緊急事態 (SE) と全面緊急事態 (GE) が同条件の事象 (SE02、GE02) に相当するダストモニタ (排気用モニタ) 高高警報発報 (14:50) を即時に ERC へ ERC 対応者から報告 (14:50) するとともに、その 5 分後に第 10 条事象 (SE02、GE02) に相当すると判断し (14:55)、第 10 条事象発生通報 (SE02、GE02 相当) を第 4 報として FAX 通報送信開始した (15:09)。その結果、第 15 条事象 (GE02) の発信は判断後 14 分であり、目標の 15 分以内で発信することができた。その後の 25 条報告は、前報の 42 分後に第 5 報、その 31 後に第 6 報 (最終報) を送信、30 分目途よりやや時間を要したものの、応急措置の策定及び実施について関係機関へ通報連絡できた。また、前回改善事項の誤記等については、チェックシートの活用、チェック役と記載内容を俯瞰する者の配置が機能したと評価する。(後述 8. No. 4) なお、FAX 通報様式や COP 様式へ記載する筆記用具のインクが薄く読みにくいものがあったことについては、適切な筆記用具の配備、読みやすさの観点でもチェックする等により、改善する。(後述 9. No. 6)

(3) モニタリング訓練

[結果]

- a) 放管係は、「非常時における放射線モニタリング結果の表示要領」に基づき、モニタリング

ポスト及び原子力防災資機材として配備する計測器による測定結果を用いて、速やかに環境への放射線影響範囲の評価を実施した。

- b) 放管係は、当日の気象観測データを踏まえ（技術係がデータを収集し測定場所を指定）、放射性物質漏えい地点及び風下方向に可搬式ダストサンプラを配備し、放射性物質の捕集後に放射線測定を実施した。また、周辺環境に放出された放射性物質による汚染を考慮し、区画管理、被ばく管理及び放射線サーベイを行った。

[評価]

- a) 放管係は、放射線モニタリングを円滑に実施するとともに、緊急対策本部内で放射線モニタによる測定値を監視し情報共有（COP2-4 トレンドグラフ作成、COP2-6 測定記録作成）を行い、放射線影響範囲の評価ができたことから、モニタリング対応が定着しているものと評価する。
- b) 放管係の現場におけるモニタリングの実施について、空気中の放射性物質濃度の測定、地表面の汚染の有無を確認、漏えい地点付近のゾーニング（ホット、ウォーム、コールド）、チェンジングエリア設定、立入制限、防保護具の装着等（全面マスク、タイベックスーツ等の装着と腕章による役割標示、スーツ前面と背面に係名氏名の明示：後述の応急措置訓練の各係とも同様）を適切に実施できたことから、測定に係る操作が定着しているものと評価する。

（４）応急措置（汚染拡大措置）訓練

[結果]

- a) 放管係は、「非常時におけるサーベイメータによる放射線等測定方法」に基づき、適切な防保護具を着装し可搬式ダストサンプラによる放射性物質の捕集、放射線測定を実施し汚染範囲を特定した。
- b) 技術係は、「事業所防災組織各係の活動要領」に基づき、事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施し、事象別に事故収束戦略を立案した。
- c) 除染係は、「事業所防災組織の除染係が実施するウラン回収」に基づき、適切な防保護具を着装し放出された放射性物質放出量の算出及び汚染範囲の推定結果に基づき、放管係と連携し回収及び除染を行った。

[評価]

- a) 放管係は、発生事象や状況に応じた緊急対策本部の判断に基づく防保護具を正しく装着し、可搬式ダストサンプラによる放射性物質の捕集、放射線測定による測定値の上昇に応じた緊急対

策本部への報告、緊急作業時の被ばく管理が適切に実施されたと評価する。

- b) 技術係は、昨年の改善として事故収束対応シート（COP6）の作成訓練を繰り返し実施したことで、通常経路からのウラン漏えいの確認後、速やかに事象別の事故収束戦略のテンプレートを活用し、事故収束対応シート（COP6）の立案が実施されたと評価する。
- c) 除染係は、除染場所に仮設テントで囲み養生することで飛散防止・汚染拡大防止の措置を講じるとともに、適切な資機材を使用しウラン回収及び除染作業ができたことから、除染作業の対応が定着しているものと評価する。

（５）救護訓練

〔結果〕

- a) 救護・消火係は、「事業所防災組織各係の活動要領」に基づき、広域災害により救急車が出動できない状況下で、任務を終えて屋外の漏えい箇所付近を帰還途中にマスク装着状態で発症した負傷者 1 名の救護を実施した。
- b) 救護・消火係は、「事業所防災組織各係の活動要領」に基づき、負傷者の状況を確認し、放管係、除染係と協力して汚染測定を実施、汚染のないことを確認（結果、除染作業なし）、車両駐車場所まで担架により救出して、車両により病院への搬送を行った。

〔評価〕

- a) 社内通報、救急車の要請、負傷箇所への応急措置が適切に行われ、原子力事業者防災業務計画に定める緊急被ばく者搬送用の車両を使用し、速やかに近隣の医療機関へ搬送することができたことから、負傷者発生後の対応が定着しているものと評価する。
- b) 負傷者を安全な場所に救出するとともに、負傷の状況に応じた適切な応急措置を実施したことから、要救護者への対応が定着しているものと評価する。

（６）プレス対応訓練

〔結果〕

- a) 原子力防災管理者は、「事業所防災組織各係の活動要領」に基づき、特定事象発生後にプレス対応者を選出し、記者会見会場（模擬）に派遣した。
- b) プレス対応者は、「事業所防災組織各係の活動要領」に基づき、プレス発表資料により、口頭発表及び質疑応答による記者会見（模擬）を実施した。
- c) 総務広報係は、「事業所防災組織各係の活動要領」に基づき、模擬ホームページを開設し、作成したプレス文を掲載した。

[評価]

- a) 原子力防災管理者は、特定事象発生後にプレス対応者 2 名（副原子力防災管理者、核燃料取扱主任者）を選出し、定刻までに記者会見（模擬）を実施できたことから外部への影響等を公表する対応が定着しているものと評価する。
- b) プレス対応者は、説明資料を先行的に準備し、外部への影響及びウランの危険性、記者からの質問について補足の説明も含め丁寧な説明ができたことから、プレス対応は適切にできたと評価する。
- c) 総務広報係は、模擬ホームページによる情報発信を適切に実施したことから、広報に係る活動が有効に機能しているものと評価する。

8. 前回訓練時の要改善事項の取組み結果

前回総合訓練（令和 6 年 11 月 26 日）における要改善事項の取組み結果は以下のとおり。

No.	前回訓練時に抽出した 問題点／課題	改善対策の確認結果
1	【緊急対策本部活動訓練】 <同一地域複数事業所同時発災時の情報伝達> (1) 他事業者の発話中に緊急情報があり割り込む場合、カード表示（「緊急」、「報告」）による意思表示をしたが、伝達したい内容の記載がなかったため、規制庁側での発話切り替えのタイミングが判断しづらかった。	改善： (1) 事業者間でカードに記載する内容、割り込み時の発話等、割り込み手順について再検討し、手順を確立後、模擬訓練を実施する。 結果： (1) 割り込み手順については再検討を実施し手順を確立した。また、訓練前に模擬訓練を実施した。その結果、割り込みを申し出る発話とともにカード表示を行うことで、その重要性に応じて割り込みの指示を受け、緊急の報告を適時に行うことができた。 【完了】
2	【緊急対策本部活動訓練】 <ERC プラント対応における情報共有、伝達> (1) 緊急事態発生後、事故収束計画等の対応状況の説明がなかった。また、ERC 対応説明者は優先して伝えるべき内容やプラント状況を簡潔に、要点を絞り発話する必要がある。	改善： (1) 事故収束対応シート（COP 6）の定型化を進め、事緊急事態発生後は遅延なく計画等の対応状況を説明できるよう事故収束対応シート（COP 6）を改訂する。また、ERC 対応説明者には、説明のどこがポイントかに着目して他事業者の訓練ビデオの視聴、個別訓練等で説明力を向上させる。 結果： (1) 事故収束対応シート（COP 6）の定型化を実施した。また、他事業者の訓練ビデオを ERC 対応説明者に視聴させるとともに、個別訓練を実施した。その結果、ERC 対応説明者の説明力を向上することができた。 【完了】
3	【緊急対策本部活動訓練】 <ERC プラント対応における情報共有、伝達> (1) 事象発生後の FAX 通報は、事象の進展に応じた頻度とすること。また、施設の	改善： (1) FAX 通報は事象の進展から SE、GE を判断する必要性を踏まえ、タイミングを逃さないように実施する。また、緊急対策本部と ERC 対応ブースの情報提供がより素早く共有できる仕組みを検討する。 (2) 報告時は挙手または起立等の意思表示をすることで係名の発話を誘発しやすくする。 また正確

No.	前回訓練時に抽出した 問題点／課題	改善対策の確認結果
	状態や対策状況、屋外漏えいウラン量など、緊急対策本部情報がERC対応ブースにタイムリーに提供されていなかった。 (2) 各係が報告（発言）する際、概ね係名を発言しているが、錯綜する中でどの係からの発言であるか、わかりにくい場面があった。 (3) COP0「事象発生時の初期情報」において、構内工事なしと記載されていたが、粉末缶の受け入れ作業中であったこと。COP3「ウラン貯蔵量（第2加工棟）」において、粉末缶の受け入れ作業中の粉末缶の存在が記載されていなかった。	な報告をするために取り入れた 5W1H 報告シートを有効活用するよう個別訓練等を通じて浸透させる。 (3) 情報受け渡しトレイを用いたCOP資料の流れを再周知するとともに、提出先をCOPに追記する。また、COP1「事故・プラント状況」の記載内容を見直し、生産ライン以外の核燃料物質等の取扱い状況を把握しやすくする。 結果：(1)(2)(3)のいずれも令和7年9月の訓練事前説明会で教育、周知し個別訓練を行った。その結果、以下の通り、いずれも改善と定着の傾向が見られた。 【完了】 (1) ホットライン役が緊急対策本部にあがった重要な発生事象（漏えい、火災・爆発、負傷、被ばく等）をERC対応ブースへの伝達状況を確認した。 (2) 5W1H報告シートを有効活用できた。また、訓練開始直後に係名と時刻を発話せずに報告した例があったが、適時に原子力防災管理者代行から確認することで、係名の発言が徹底されていった。 (3) 事故収束対応シート改訂（提出先をCOPに追記、COP1「事故・プラント状況」の記載内容に生産ライン以外の核燃料物質等の取扱い状況を追加）し、活用できた。
4	【緊急対策本部活動訓練】 (1) 通報様式の記載内容に、誤記載や不適切な記載が多くあった。	改善： (1) 通報様式への誤記載により生じる問題について認識共有を図るとともに、新たに緊急対策本部内で記載内容を俯瞰する者を設置する。 結果： (1) 令和7年9月の訓練事前説明会で教育、周知するとともに、情報1係がチェックシートを用いてFAX通報を作成し、副原子力防災管理者の中から1名、FAX通報のチェック役を配置した。その結果、記載内容に、誤記載や不適切な記載を削減できた。 【完了】

9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今回の総合訓練において抽出された課題、要改善事項は以下のとおり。

No.	今回の総合訓練において抽出された課題、要改善事項	
1	要改善事項：	【ERC プラント班が収集する情報を適時適切に漏れなく伝達】 (1) 排気口からの漏えいを説明した際、近傍のモニタリングポスト 1 に係る発話 が、ERC から問われてからの発話となった。また時刻に係る発話が抜けた。 (2) 各事象について、発生時間と確認時間の区別ができていなかった。
	原因：	(1) ERC プラント班が収集する情報について整理されているが、実践的な反復が 不足しており報告が抜けてしまった。 (2) 5W1H 報告シートの時刻記入欄 (いつ) の記録方法が分かりづらかった。(運 用ルールが曖昧であった)
	対策：	(1) 継続的な教育・啓発の取り組みとして、ERC 対応者による情報伝達の習慣化 トレーニング (個別訓練) を計画し実施する。 (2) 5W1H 報告シートの時刻記入欄 (いつ) について、発生時間と確認時刻を追記 し、運用ルールを明確にする。
2	要改善事項：	【第 10 条確認会議、第 15 条認定会議開催への速やかな対応】 ERC から第 15 条認定会議の準備ができ次第発話をとの指示があったが、7 分後 15:00 の準備状況の確認を受けた際に代行順位 1 位の副原子力防災管理者 が未着で、会議開催が 15:03 となった。速やかな対応が必要であった。
	原因：	キーパーソンレス条件で不在の原子力防災管理者が復帰したタイミングが認定 会議の開始と重なって、原子力防災管理者代行が副原子力防災管理者に復帰し 第 15 条認定会議へ出席するまでに時間を要した。
	対策：	認定会議に出席する副原子力防災管理者がキーパーソンレス条件での代行とキ ーパーソンレス解除による復帰する場合への対応を明確にし、ERC 対応マニ ュアルに定める。
3	要改善事項：	【漏えい個所や破損箇所を示せる設備図面等へのアクセス改善】 急な ERC 対応者からの質問に対する社内検討の際に、備え付け資料だけでは足 らず、設工認資料を別途印刷して対応した。
	原因：	漏えい個所や破損箇所を示せる設備図面等が備付け資料になく、緊急対策本部 室から設工認図面へのアクセス性が悪かった。
	対策：	緊急対策本部室に設備図面等を備え付けるか又は PC から容易にアクセスでき るようにする。
4	要改善事項：	【現場作業への事象進展や対応状況の共有】 隣接する京大から提供を受けた情報が現場作業に影響する場合に、現場作業を 行っている職員にも情報共有が図れるようにページングすればよいのではない か (ページングしているようだったが不十分)。
	原因：	現場作業者と緊急対策本部係長は、PHS により措置対応に関する指示・報告事項 のやり取りをしている中で、今回訓練で必要なシーンがなく当該事項への対応 に思い至らなかった。
	対策：	隣接する京大から提供を受けた情報を起点とした対応の緊急性に応じて、緊急 放送を活用し情報伝達することを個別異常・非常事象の応急措置要領に定める。

No.	今回の総合訓練において抽出された課題、要改善事項	
5	要改善 事 項：	【事故発生時の初期情報の共有】 緊急対策本部の立上げ後、速やかに COP 0（事故発生時の初期情報）を作成していたが、本部長による作成後の内容の共有ができていなかった。
	原 因：	事象発生初期の対応に追われ、共有が抜けてしまった。また COP0 作成後の情報共有の流れ（どの係がどのように共有するか）が明確になっていなかった。
	対 策：	COP0 作成後の情報共有の流れを明確にし、事業所防災組織各係の活動要領に反映し周知、教育する。
6	要改善 事 項：	【FAX や印刷後の報告書のかすれ防止】 (1) FAX に一部かすれ等があり、読みにくいものがあった。 (2) COP 6（事故収束対応シート）の手書き文字が薄いものがあり、リエゾンでプリントアウトするとかすれてほぼ字が見えない。
	原 因：	FAX 通報様式や COP 様式へ記載する筆記用具のインクが薄めであった。
	対 策：	濃いインクの筆記用具を備品として配置し使用する。
7	要改善 事 項：	【ホワイトボードに共有すべき内容（項目）の明確化】 隣接する他事業者施設が全面緊急事態に至った場合の事態の情報が、ホワイトボードに記載されていたが、共有すべき内容が明確になっていなかった。
	原 因：	共有すべき内容をあらかじめホワイトボードに記載できていなかった。
	対 策：	隣接する京大からの環境影響（緊急時活動レベル、放射線モニタリング状況等）を抜けなく共有できるよう、あらかじめホワイトベースに項目を記載しておく。

10. 総括

今回の防災訓練（総合訓練）は、中期計画（2024 年度～2027 年度）に基づき、「2027 年度には、原災法主要事象に対し完全ブラインドで対応できるスキルを身に付ける。」という到達目標に向け、①トップマネジメント等の意思決定能力の向上、②現場～緊急対策本部～ERC への情報発信能力の向上、③主要事象に対して完全ブラインド訓練への対応能力の向上についての検証及び昨年度訓練課題に対する取り組みの有効性検証を目的として実施した。また、原子力防災管理者のキーパーソンレスや総合気象観測装置の故障を想定し、シナリオの多様化・難易度に取り組んだ。また、隣接する京都大学との同一地域複数事業所同時発災訓練を実施し、全面緊急事態に至った場合の情報伝達についても改善が確認でき、一定の成果を得ることができた。

達成目標に対する評価結果は以下のとおりとなった。一部課題は抽出されたものの訓練の目的は概ね達成できたと評価する。今回の訓練結果を基に PDCA サイクルを回し、防災体制の継続的な改善を図っていく。

（1）中期計画（2024 年度～2027 年度）の①～③に対する評価

①トップマネジメント等の意思決定能力の向上

原子力防災管理者のキーパーソンレス条件により副原子力防災管理者が代行した体制において、緊急対策本部活動は良好に統率、指示ができていた。キーパーソンレス条件が第 10 条確認会議、第 15 条認定会議開催への副原子力防災管理者の速やかな対応に影響

を及ぼさないように、個別訓練等をとおし対応能力の向上を図っていく。

②現場～緊急対策本部～ERC への情報発信能力の向上

正確な情報を緊急対策本部内で共有するために前回取り入れた 5W1H 報告シートは今回も有効に活用できたものの、発生時間と確認時間を区別するべく、引き続き改善を行う。また、設備図面等へのアクセスを容易にする等の資機材整備を充実させるとともに、実践的な反復は今後も継続する。前回訓練の要改善事項として FAX 通報のチェックシートは機能し、第 10 条通報、第 15 条通報は所定の 15 分以内に実施できたが、その後の第 25 条通報は目途 30 分をやや超過したため、適時の通報ができるよう、改善を図っていく。

③主要事象に対して完全ブラインド訓練への対応能力の向上

ここ数年、シナリオ非提示（起因事象のみ開示）訓練により、完全ブラインド訓練への対応能力の向上に取り組んできた。また、キーパーソンレス条件として、今回は原子力防災管理者不在とし、副原子力防災管理者による代行の体制とした。本部活動、現場活動ともに個別訓練等をとおし、基本動作の定着と、考えられる原子力災害に対し自主的な発信ができる能力が向上していることを確認できた。

（２）2025 年度防災訓練の目的（１．防災訓練の目的）に対する評価

① 同一地域複数事業所同時発災時の ERC プラント班への情報伝達における他事業者発話時の適切な割り込み

前回訓練の改善により、割り込み手順を確立し、重要性に応じて割り込みの指示を受け、緊急の報告を適時に行うことができていることを確認した。

② ERC プラント班への正確かつタイムリーな情報提供

前回訓練の改善により、ホットライン役により緊急対策本部から ERC 対応ブースへのタイムリーな伝達・共有できたこと、事故収束対応シート（COP 6）の定型化を進め、個別訓練等で説明力の向上したことがあいまって、正確かつタイムリーな情報提供が向上していることを確認した。

③ 緊急対策本部における通報内容の確認

前回訓練の改善により、FAX 通報のチェックシートの活用と、チェック役と記載内容を俯瞰する者の配置が機能したことを確認した。

以 上

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

1. 防災訓練の目的

本訓練は、原子燃料工業株式会社熊取事業所の原子力事業者防災業務計画第2章第7節に基づき、避難誘導、緊急時対策本部活動、通報、モニタリング、救護、プレス対応、応急措置（収束措置）及びその他必要と認める訓練に係る個別訓練を防災訓練（総合訓練）に先立ち実施したものである。個別訓練は、手順書の適応性や必要な要員・資機材等の検証を行い、対応能力の向上及び得られた知見から改善を図ることを目的としている。

2. 訓練実績と今後の原子力災害対策に向けた改善点

報告対象期間中に実施した個別訓練の結果と改善点は以下のとおり。

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加人数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
避難誘導訓練	○消防隊員、救急隊員の到着時における車両の誘導及び必要な情報、防護具の提供についての教育。 ○核燃料物質漏えい時の防保護具の装備についての教育。	警備誘導係	令和7年10月22日	10名	結果：○公設消防の車両に対する誘導方法並びに必要な情報及び必要な防保護具（配置場所に応じた半面マスク、タイベックスーツ等）、資機材（トランシーバ、誘導灯、ホイッスル等）について理解していることを確認した。 ○核燃料物質漏えい時の防保護具の装備について理解していることを確認した。 改善点：○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
緊急対策本部活動訓練	○非常時の措置基準に基づく、緊急対策本部員の任務及び事故の拡大防止に関する活動についての教育。 ○ERC プラント班が収集する情報の理解。	緊急対策本部員	令和7年9月30日 、10月27日	10名	結果：○緊急対策本部員の任務、各自の役割及び事故の拡大防止に関する活動について理解していることを確認した。 ○ERC が求める情報（事象の詳細、5 W1H、事象進展予測、措置内容）を理解し、本部員への指示を発信することを確認した。 改善点：○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
	○ERC 対応者として必要な力量を保持するための教育・訓練。 ・書画装置等による ERC への報告等についての訓練。 ・通信機材の接続訓練 ・ERC 対応マニュアルについての教育	ERC 対応専任者	令和7年9月30日 、10月27日	6名	結果：○ERC 対応要員の役割（ホットライン役、Teams チャットでの情報の発受信）を共有し、各自の分担を決めて理解した。また、同一地域複数事業所同時発災訓練における ERC への割り込み手順（前回改善事項）を確認した。 ○通信機材接続がスムーズにできることを確認した。 改善点：○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
	○技術係の初動と役割についての教育。 ○事故収束対応シート（COP6）の作成訓練。	技術係	令和7年9月30日	9名	結果：○事象発生時の技術係としての初動を確認した。 ○COP6のテンプレート化を踏まえ、迅速な作成とテンプレートの理解を進めた。 ○可搬式風向風速計の使用方法を確認した。 改善点：○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加人数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
通報訓練	○ERC 活動紹介、KUR の EAL（参考） ○情報 1 系の基本的役割 ○機器確認（PC、FAX 機、ホワイトボード、クロノロ） ○FAX 作成注意事項（チェックシート）	情報 1 係	令和 7 年 10 月 17 日	20 名	結 果：○京大から届く情報の参考として、KUR の EAL を共有した。 ○ERC 活動を踏まえ、情報 1 系の基本的役割を再確認した。 ○PC 更新に伴い、PC によるクロノロ操作を確認した。 ○前回訓練の要改善事項として、誤記対策を周知した。 改善点：○周知事項を各自で訓練までに再確認しておくこととした。
モニタリング訓練	○放管係の行動、緊急作業時の被ばく線量評価、必要資機材の確認、モニタリング結果の情報共有方法を確認。 ○ダストサンプラによる空气中放射性物質濃度の測定手順と記録方法についての訓練。 ○サーベイメータによる身体汚染検査、敷地内放射線モニタリングの測定手順と記録方法についての訓練。	放管係	令和 7 年 10 月 7 日	16 名	結 果：○事象を想定し実技訓練を取り入れることで、係員の基本活動の理解が深まっていることを確認した。 ○放射性測定器の故障を想定し、放射線量の測定手順と記録方法について、理解していることを確認した。 改善点：○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
救護訓練	○救護消火係の活動内容の教育及び前回訓練課題の確認。 ○代替緊急対策本部用防災テントの設営訓練。	救護・消火係	令和 7 年 10 月 23 日	18 名	結 果：○救護消火係の活動内容に関する活動について理解していることを確認した。 ○代替緊急対策本部用防災テントをスムーズに設営できることを確認した。 改善点：○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
プレス対応訓練	○記者会見対応として必要な力量を保持するための教育。 ○スキャナや PC の機器動作確認。	総務広報係	令和 7 年 10 月 10 日	13 名	結 果：○総務広報対応マニュアルにより、時系列による活動内容を正しく理解していることを確認した。 改善点：○現状に即した対応ブース設営マニュアルを改訂し教育を実施した。
応急措置（収束措置）訓練	○ウラン飛散・漏えい時の措置についての教育。 ○除染作業に必要な資機材と保管場所の確認。	除染係	令和 7 年 10 月 16 日	14 名	結 果：○除染作業（養生、GH 設営、GH 内ウラン回収）方法及び汚染した負傷者の除染場所及び方法について理解していることを確認した。 ○10/16 雨天のため座学を中心に、チェンジングエリアのテント設営は後日 10/22 に実施した。 改善点：○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
	○チェンジングエリア作成手順の確認		令和 7 年 10 月 22 日	10 名	
	○起因事象から発生する事象と、その後の進展がある事象を想定した教育・訓練。 ○事象発生後の現場対応についての教育。	工務係	令和 7 年 10 月 14 日 （実技、机上）	16 名	結 果：○地震による停電発生を想定した模擬訓練を実施し、基本行動の確認を実施した。 ○コンクリート等の隙間を目張りする作業方法について、正しく理解できていることを確認した。 改善点：○循環水ポンプ停止操作スイッチの現場での明示の絞り込み等の見直しを行った。
			令和 7 年 10 月 14 日 ～10 月 17 日 （資料回覧）	7 名	

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加人数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
その他必要と認める訓練	○想定事象における点検者→班長→施設責任者への報告及び COP の作成訓練。	施設責任者 点検実施者	令和 7 年 10 月 27 日	11 名	結 果：○緊急対策本部との連携、点検実施者との連携、クロノロへの入力、COP 作成訓練を実施したことにより、各スキルの向上が確認した。 改善点：○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
	○調達係の役割と資機材置き場の確認。 ○想定される調達品の確認 ○クロノロ使用マニュアル確認及び模擬入力訓練。	調達係	令和 7 年 10 月 16 日	7 名	結 果：○調達係としての役割、クロノロ入力方法について理解していることを確認した。資機材の保管場所リストを作成した。 改善点：○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
	○情報 2 係の役割とオフサイトセンターの機器操作(PC、クロノロ、電話等)の確認。 ○プラントチームとしての役割の確認訓練。	情報 2 係	令和 7 年 10 月 21 日	8 名	結 果：○設置機器の操作、クロノロへの入力について理解していることを確認した。 改善点：○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
	○構内運転資格者の確保（社内手続き上の有資格者） ○必要物資の保管場所、持出物品の確認 ○支援拠点内活動場所（京大）の確認	災害対策支援拠点要員	令和 7 年 10 月 16 日	6 名	結 果：○構内運転資格者 3 名を確保した。 ○サーバイメータ、半面マスク、ヨウ素剤、衛星携帯電話機、非常用発電機、ガソリン等の物品を確認した。 ○電話、FAX の通信可能な専用のアナログ回線を確認し、京大、熊取事業所間の送受信を確認した。 改善点：○有資格者を増員し（社内手続きの取得奨励）、今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。

以 上